

別紙 三(甲)

決定

神戸市湊区久部町
社団法人海貨協会社員

申立人

右代理弁護士

神戸市神戸区下山手通八丁目一八番屋敷

社団法人海貨協会理事

相手方

右住所番屋敷

社団法人海貨協会理事

相手方

右当事者間、昭和九年(即)第六三三号証拠保全申立、付付き裁判所、由五人、由立、相当ト認、決定スルコト左、切シ

主文

当裁判所、昭和九年三月七日午自参時神戸市神戸区下山手通八丁目一八番屋敷、二社団法人海貨協会、臨ミ別紙表示、帳簿付キ換証ヲ為ス

昭和九年三月七日

神戸区裁判所

判手

松本昌三

右正本ナリ

昭和九年二月七日

神戸区裁判所

書記

守田虎

検証目的

- 一、 共済部会計帳簿 申請数 三冊 理弁数 ③
- 二、 大業救済所附金出納簿 三冊 ②
- 三、 特殊貯附金(船員改善助成法ニヨル)出納簿 三冊 ①
- 四、 授産事業ニ于テスル特別会計帳簿 三冊 ①